

船舶事故調査報告書

平成22年3月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲也
 委員 根本 美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成21年4月12日 00時35分ごろ、甲板員がローラーに巻き込まれた。
発生場所	上記発生場所は、島根県浜田市所在の馬島灯台から真方位289°19.2海里（M）付近であった。 （概位 北緯35°00.1′ 東経131°41.0′）
事故調査の経過	平成21年6月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数等 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十三 ^{かいこう} 海幸丸、316トン、大中型まき網漁業 130878、共和水産株式会社 56.89m×9.00m×4.30m、鋼 ディーゼル機関、1,287kW、平成2年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 55歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和52年5月13日 免状交付年月日 平成18年3月15日 免状有効期間満了日 平成23年3月27日 甲板員A 男性 40歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか8人が乗り組み、平成21年4月11日17時00分ごろ、浜田市浜田港を出港し、浜田港西北西方沖約20Mの操業海域で、アジ・サバのまき網漁の操業準備中、翌12日00時35分ごろ、甲板員Aが、右舷後部甲板上にコイルしてあったもやい索を油圧駆動式ゴムタイヤ製Vローラー（以下「Vローラー」という。）を使用し、一等機関士とともに収納籠に収めようとしたところ、右腕から右胸にかけてVローラーに巻き込まれた。 甲板員Aは、浜田港で救急車により病院に搬送されて治療を受けたが、06時10分ごろ、下大静脈損傷で死亡した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 微風、視界 良好 海象：波高 約0.5m
その他の事項	一等機関士が人力でもやい索を収納籠に収めていたところ、甲板員Aが途中から来てVローラーを操作した。 一等機関士は、Vローラーの油圧音がした直後に悲鳴が聞こえたため、

	<p>甲板員AがVローラーに挟まれているのに気づき、ローラーを逆転させて救出した。</p> <p>一等機関士は、Vローラーの船首側で、船首方を向いて作業を行っていたため、Vローラーの左舷側にいた甲板員Aを見ていなかった。</p> <p>Vローラーは、ローラー頂部が床面から約130cm、操作レバー部が床面から約60cmの高さにあった。</p> <p>Vローラーの取扱説明書によれば、Vローラーを使用する際、安全のため、必ず送り出し側に位置してロープを保持し、ロープが自然にローラー間に挟み込まれるのを待つよう記載されていたが、甲板員Aを含む乗組員は、送り込み側に位置してロープを保持し、ロープを下方に押さえ付けるようにしてローラー間に挟み込ませるなど、適正な方法で使用していなかった。</p> <p>船長は、安全担当者に選任されていたが、Vローラー設置時、船舶所有者から使用方法の説明を受けていなかったため、適正な使用方法を把握していなかった。</p> <p>船舶所有者は、定期又は不定期に安全教育を行うほか、同種ローラー事故が発生した際には注意喚起を行っていたものの、Vローラー設置時に使用方法を具体的に説明していなかった。</p> <p>甲板員Aは、飲酒をしておらず、健康状態も良好であった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>甲板員Aは、Vローラーを使用する際、送り込み側に位置し、左手で操作レバーを操作しながら右手でもやい索をローラー部に挟み込もうとするなど、適正な方法でVローラーを使用しなかったため、右腕から胸にかけてVローラーに巻き込まれた可能性があると考えられる。</p> <p>船舶所有者が乗組員に対してVローラーの使用方法を具体的に説明していれば、本事故を回避できた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、浜田港西北西方沖約20Mの操業海域において、まき網漁の操業準備中、甲板員Aが適正な方法でVローラーを使用しなかったため、右腕から胸にかけてVローラーに巻き込まれたことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	
備考	<p>船舶所有者は、Vローラーを搭載する所属船の乗組員に対して、Vローラーを操作する者とロープを操作する者の2人で作業を行うなど、適正な使用方法を具体的に説明した。</p>	